

宮城県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成26年4月から6月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成26年8月26日

宮城県監査委員	安	部	孝
宮城県監査委員	ゆ	さ	みゆき
宮城県監査委員	遊	佐	勘左衛門
宮城県監査委員	工	藤	鏡子

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関	監査実施日
○環境生活部	
地方機関	
原子力センター	4月3日
動物愛護センター	4月17日
○保健福祉部	
地方機関	
高等看護学校	6月11日
○経済商工観光部	
地方機関	
松島公園管理事務所	5月20日
○教育庁	
地方機関	
北部教育事務所	4月3日
北部教育事務所栗原地域事務所	4月15日
松島自然の家	4月22日
蔵王自然の家	4月23日
志津川自然の家	5月12日
仙台第三高等学校	5月21日
塩釜高等学校	5月20日
古川高等学校	5月29日
築館高等学校	4月15日
宮城第一高等学校	5月23日
名取高等学校	5月27日
涌谷高等学校	6月11日
志津川高等学校	5月12日
多賀城高等学校	5月28日
仙台南高等学校	6月11日

名取北高等学校	6月19日
泉松陵高等学校	5月19日
宮城広瀬高等学校	5月13日
柴田高等学校	5月15日
富谷高等学校	5月7日
蔵王高等学校	5月15日
貞山高等学校	5月28日
田尻さくら高等学校	5月14日
黒川高等学校	5月13日
亘理高等学校	5月27日
加美農業高等学校	6月4日
小牛田農林高等学校	5月14日
南郷高等学校	4月16日
水産高等学校	6月9日
石巻工業高等学校	6月11日
古川工業高等学校	5月29日
大河原商業高等学校	4月23日
一迫商業高等学校	6月4日
美田園高等学校	5月7日
視覚支援学校	4月24日
聴覚支援学校	4月24日
光明支援学校	4月1日
角田支援学校	4月2日
石巻支援学校	4月4日
古川支援学校	4月17日
支援学校小牛田高等学園	4月3日
利府支援学校	4月22日
迫支援学校	4月16日

○警察本部

警察署

登米警察署	6月10日
鳴子警察署	6月4日
加美警察署	6月4日

2 監査結果

平成25年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は以下のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 蔵王自然の家

賃金、報償費、旅費、需用費、食糧費、使用料及び賃借料において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

イ 臨時職員の賃金について、翌月10日の支給定日を過ぎて支払をしたもの。

- ・件数 2件
- ・金額 192,654円

ロ 報償費、旅費、需用費、食糧費、使用料及び賃借料について、支払遅延があったもの。

(イ) 報償費

- ・件数 43件
- ・金額 358,700円

(ロ) 旅費

- ・件数 12件
- ・金額 16,927円

(ハ) 需用費

- ・件数 1件
- ・金額 11,248円

(ニ) 食糧費

- ・件数 9件
- ・金額 385,590円

(ホ) 使用料及び賃借料

- ・件数 2件
- ・金額 107,940円

## (2) 涌谷高等学校

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

イ 一般廃棄物収集運搬処理業務について、契約不履行により契約解除を行ったが、物品調達等に係る事故発生報告を怠ったもの。

ロ 同業務について、契約書に不履行に対する違約金徴収の条項を記載していなかったもの。

## (3) 蔵王高等学校

旅費において、2年連続して3か月以上の支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

- ・件数 190件
- ・金額 353,238円

## (4) 田尻さくら高等学校

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

イ 一般廃棄物収集運搬処理業務について、契約不履行により契約解除を行ったが、物品調達等に係る事故発生報告を怠ったもの。

ロ 同業務について、契約書に不履行に対する違約金徴収の条項を記載していなかったもの。

(5) 小牛田農林高等学校

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

一般廃棄物収集運搬処理業務について、契約不履行により契約解除を行ったにもかかわらず、契約書条項による違約金を徴収していなかったもの。

また、物品調達等に係る事故発生報告を怠ったもの。

(6) 南郷高等学校

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

一般廃棄物収集運搬処理業務について、契約不履行により契約解除を行ったにもかかわらず、契約書条項による違約金を徴収していなかったもの。

また、物品調達等に係る事故発生報告を怠ったもの。

(7) 石巻工業高等学校

賃金において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

臨時職員の賃金について、翌月10日の支給定日を過ぎて支払をしたもの。

- ・件数 1件
- ・金額 79,053円

(8) 加美警察署

需用費において、支払遅延による遅収加算額の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

平成25年6月分電気料及び水道料を支出すべきところ、水道料を支出しなかったため、公共料金振替口座から水道料が先に引き落とされ、電気料が口座引落不能となった。その結果、早期収納割引が適用されず、3%の遅収加算額が発生したもの。

- ・件数 1件
- ・水道料金額 6,614円
- ・電気料金額 166,113円
- ・遅収加算額 4,886円